

検 討 項 目

[現在] 焼却施設・資源化施設	[追加検討] 中継施設・資源化施設
2 基本計画及び策定スケジュール 2-1 基本計画 基本構想において検討・整理した結果を踏まえつつ、ごみ焼却施設及び資源化施設に係る基本的な仕様（「施設の諸元」「前提条件（整備に利用可能なエリア、パイプライン施設との関連性 等）」「性能・仕様条件」「運営・維持管理条件」）や施設の配置などについて、具体的な検討を行い、事業実施に向け決定すべき内容を明確にして、とりまとめを行います。 2-2 基本計画項目と検討内容 (1) 基本方針 施設整備の基本方針の整理。 (2) 計画目標年次 ごみ処理量の将来推移を勘案し、計画目標年次を決定。 (3) 計画処理量 計画目標年次における、ごみ処理量を決定。 (4) 施設規模 計画処理量に基づいた、施設規模を決定。 (5) 計画ごみ質 ごみ質分析による実績値を整理し、[低質ごみ][基準ごみ][高質ごみ]を設定。	2 基本計画及び策定スケジュール 2-1 基本計画 基本構想において検討・整理した結果を踏まえつつ、中継施設 及び資源化施設に係る基本的な仕様（「施設の諸元」「前提条件（整備に利用可能なエリア、パイプライン施設との関連性 等）」「性能・仕様条件」「運営・維持管理条件」）や施設の配置などについて、具体的な検討を行い、事業実施に向け決定すべき内容を明確にして、とりまとめを行います。 2-2 基本計画項目と検討内容 (1) 基本方針 施設整備の基本方針の整理。 （※広域連携によるごみ処理の実施及び各施設の役割について確認を行い再検討する必要がある。） (2) 計画目標年次 ごみ処理量の将来推移を勘案し、計画目標年次を決定。 （※中継施設の方式を検討した上で、資源化施設との別棟・合棟の整理を行い、計画目標年次を決定する必要がある。） (3) 計画処理量 計画目標年次における、ごみ処理量を決定。 （※計画目標年次の決定を踏まえて、ごみ処理量を決定する必要がある。） (4) 施設規模 計画処理量に基づいた、施設規模を決定。 （※計画目標年次の決定を踏まえて、施設稼働後 7 年以内で最大となる施設規模を設定する必要がある。） (5) 計画ごみ質 ごみ質分析による実績値を整理し、[低質ごみ][基準ごみ][高質ごみ]を設定。 （※中継施設の計画ごみ質としては、単位体積重量及びごみ組成を設定する必要がある。）

(6) 施設計画(基本的事項) ・ ごみ焼却施設 処理フロー、主要設備の方式・概要、車両動線計画、エネルギー利用等を検討。 ・ 資源化施設 処理フロー、主要設備の方式・概要等を検討。 ・ メーカーアンケート 施設配置、整備手順、概算事業費、多面的価値の創出（イメージ）等を対象。 (7) 整備用地 処理センター敷地内及び周辺の立地条件等、基礎的な事項を整理・検討。 （法的規制状況、都市計画事項他） (8) 土木建築工事計画 建築計画、搬入及び搬出計画、施設配置及び車両動線計画、造成計画(浸水対策)について検討。 (9) 安全衛生管理計画 施設内の火災・爆発対策、運転管理時の労働・作業環境、施設の自動化等について検討。 (10) 公害防止計画 関係法令(大気汚染防止法、騒音規制法等)、「環境の保全と創造に関する条例(県条例)」等による基準値等を整理し、また、地元自治連合会と締結済みの「芦屋市環境処理センター公害防止協定書」の協定項目・協定基準値等について整理・検討。 (11) 環境計画 協定基準値（案）に基づく除去技術、計画施設の概要、緑化計画や景観関連について検討。 (12) 災害対策計画 災害発生時における施設の安定稼働対策や活用方針、また、災害廃棄物の処理・仮置場について検討。	(6) 施設計画(基本的事項) ・ 中継施設 処理フロー、主要設備の方式・概要、車両動線計画を検討。 （※中継施設の方式により施設配置が異なることから各項目を見直す必要がある。） ・ 資源化施設 処理フロー、主要設備の方式・概要等を検討。 ・ メーカーアンケート 施設配置、整備手順、概算事業費、多面的価値の創出（イメージ）等を対象。 (7) 整備用地 処理センター敷地内及び周辺の立地条件等、基礎的な事項を整理・検討。 （法的規制状況、都市計画事項他） （※中継施設、資源化施設の対象となる法規制を確認する必要がある。） (8) 土木建築工事計画 建築計画、搬入及び搬出計画、施設配置及び車両動線計画、造成計画(浸水対策)について検討。 （※中継施設の方式により施設配置が異なることから各項目を見直す必要がある。） (9) 安全衛生管理計画 施設内の火災・爆発対策、運転管理時の労働・作業環境、施設の自動化等について検討。 （※焼却施設を中継施設にすることに伴い、各項目を見直す必要がある。） (10) 公害防止計画 関係法令(大気汚染防止法、騒音規制法等)、「環境の保全と創造に関する条例(県条例)」等による基準値等を整理し、また、地元自治連合会と締結済みの「芦屋市環境処理センター公害防止協定書」の協定項目・協定基準値等について整理・検討。 （※焼却施設を中継施設にすることに伴い、協定項目・協定基準値等を見直す必要がある。） (11) 環境計画 協定基準値（案）に基づく除去技術、計画施設の概要、緑化計画や景観関連について検討。 （※焼却施設を中継施設にすることに伴い、各項目を見直す必要がある。） (12) 災害対策計画 災害発生時における施設の安定稼働対策や活用方針、また、災害廃棄物の処理・仮置場について検討。 （※焼却施設を中継施設にすることに伴い、各項目を見直す必要がある。）
---	---

(13) 多面的価値の創出 多面的価値の創出(イメージ)に沿って、地域（市民）等からの意見、メーカーアンケート結果、実現性も含めて検討。 (14) 事業方針計画 公設公営・P P P・P F Iの各事業方式について整理。 施設運営計画、概算事業費、財政計画、スケジュール、発注方式、費用対効果分析等について検討。 (15) P F I 事業導入可能性調査 各方式の整理、前提条件・経済性の検討、総合評価。	(13) 多面的価値の創出 多面的価値の創出(イメージ)に沿って、地域（市民）等からの意見、メーカーアンケート結果、実現性も含めて検討。 (※焼却施設を中継施設にすることに伴い、各分野（環境保全、環境教育等）での多面的価値について見直す必要がある。) (14) 事業方針計画 公設公営・P P P・P F Iの各事業方式について整理。 施設運営計画、概算事業費、財政計画、スケジュール、発注方式、費用対効果分析等について検討。 (※焼却施設を中継施設にすることに伴い、各項目を見直す必要がある。) (15) P F I 事業導入可能性調査 各方式の整理、前提条件・経済性の検討、総合評価。
---	---